

平成 13 年 11 月 30 日

警察本部訓令第 33 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察官警棒等使用及び取扱い細則

(概要)

警察官が携帯する警棒等の使用及び取扱いについて必要な事項を定めたもので

警棒等の使用上の注意

使用時の報告様式

警棒の携帯方法

等について定めている。